

伊丹市選挙管理委員会事務局職員の営利企業への従事等の制限及び兼業許可等に関する要綱（令和4年伊選管委要綱第1号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項に基づく営利企業等に従事する場合の地位及び自ら営利企業を営むことに該当する事業経営等に関する事並びに、法第38条第2項に基づく兼業許可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（従事を制限される地位）

第2条 法第38条第1項に規定する規則で定める地位は、伊丹市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（令和4年伊丹市規則第9号。以下「規則」という。）第2条各号に掲げるものとする。

（自ら営利企業を営むことに該当する事業経営）

第3条 「自ら営利企業を営むこと」とは、報酬を得て又は事務に従事することをいい、職員が自己の名義（他人の名義であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。

2 前項に掲げるもののほか、事業の経営が次の各号に該当するときは、「自ら営利企業を営むこと」に当たるものとして取り扱うものとする。

(1) 農業、牧畜、酪農、果樹栽培又は養鶏等 大規模に経営され客観的に営利を主な目的とすると判断されるとき。

(2) 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当するとき。

① 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。

ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であ

ること。

ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

ニ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場その他の娯楽集会又は遊技等のための設備を設けたものであること。

ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテルその他の特定の業務の用に供するものであること。

② 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

ロ 駐車台数が10台以上であること。

ハ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である場合

ニ ①又は②に掲げる不動産又は駐車場の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(3) 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。）の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上であるとき。

（許可の基準）

第3条 選挙管理委員長は、職員から法第38条第1項の規定による許可の申請があったときは、次に掲げる区分ごとの各要件すべてに該当するときは、許可することができる。ただし、規則第3条各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 営利企業の役員又は規則第2条に規定する地位を兼ねる場合

- ・ 役員その他の地位を兼ねるため、勤務時間を割くことにより職務の遂行に支障が生じないと認められること。
- ・ 心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えないこと。
- ・ 職員の職務と当該営利企業との間に、特別な利害関係の発

生又はそのおそれがないこと。

- ・ 地方公務員としての信用を傷つけ，又は職員全体の不名誉となるおそれがないこと。

(2) 自ら営利企業を営む場合

① 不動産又は駐車場の賃貸

- ・ 職員の職務と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係の発生又はそのおそれがないこと。
- ・ 入居者の募集，賃貸料の集金及び不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により，職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ・ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

② 太陽光電気の販売

- ・ 職員の職務と許可に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係の発生又はそのおそれがないこと。
- ・ 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により，職員の職務遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ・ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

③ ①又は②に掲げる事業以外の事業の経営

- ・ 職員の職務と当該事業との間に特別な利害関係の発生又はそのおそれがないこと。
- ・ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により，職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかなること。
- ・ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項に掲げるもののほか，報酬を得て事務等に従事する場合における申請のときは，次のいずれかに掲げる事由に該当する場合に

において許可するものとする。

- (1) 社会的課題の解決を目的とし、市内又は市外の地域の発展及び活性化に寄与する継続的に行う活動であって、公益性が高いと認められるもの
- (2) 国又は地方公共団体等の非常勤職員等の職
- (3) 公益法人、農業協同組合又は町内会等の役員等の職
- (4) その他選挙管理委員長が特に必要と認めたもの

3 第1項に掲げる「特別な利害関係」とは、補助金等の割当て若しくは交付等を行う場合、物件の使用若しくは権利の設定等について許可、認可若しくは免許等を行う場合、生産方式、規格若しくは経理等に対する検査若しくは監査等を行う場合、税の査定若しくは徴収を行う場合その他の監督関係若しくは権限行使の関係又は工事契約、物品購入契約等の契約関係をいう。

(申請)

第4条 法第38条第1項の規定による許可を得ようとする職員は、選挙管理委員長に対し、指定の別記様式により申請しなければならない。この場合において、選挙管理委員長が申請書に記載した事項に係る書類の提出を求めたときは、当該書類を速やかに提出しなければならない。

2 報酬を得て事業又は事務に従事することについて、国、地方公共団体等から公文書等による依頼があった場合は、一括して許可することができるものとし、前項の規定による申請を要しない。

(許可)

第5条 選挙管理委員長は、職員から前条第1項の申請書の提出があった場合において、前2条第1項各号又は第2項の基準の規定に基づき許可したときは、許可書を当該職員に交付するものとする。この場合において選挙管理委員長は、必要な条件を付して許可することができる。

(許可内容に変更がある場合等)

第6条 前条の規定により許可を受けた職員は、許可に係る営利企業等の従事の内容に変更があった場合は、速やか選挙管理委員長

の許可を受けなければならない。

2 前条の規定により許可を受けた職員は、当該許可を受ける必要がなくなったときは、その旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第7条 選挙管理委員長は、許可をした後において、事業の変更その他の事由により第3条の要件又は基準に該当しなくなったと認める場合は、当該許可を取り消すものとする。

(届出等)

第8条 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員が法第38条第1項の規定による兼業を行おうとするときは、選挙管理委員長に届出書を提出しなければならない。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、選挙管理委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

- ・別記様式1（営利企業の役員就任）
- ・別記様式2（不動産・駐車場賃貸の自営）
- ・別記様式3（太陽光電気の販売）
- ・別記様式4（不動産賃貸・太陽光電気の販売以外の自営）
- ・別記様式5（事業・事務従事）

所属長印

兼業許可申請書(届出書)

申請年月日 年 月 日

伊丹市選挙管理委員会
委員長 様

職員番号 _____
氏 名 _____

下記のとおり兼業の許可を申請(届出)します。

記

(1) 兼ねようとする地位 _____

(2) 当該営利企業の情報

名 称 _____
事業内容 _____
本社所在地 〒 _____
代 表 者 _____

(3) 給与又は報酬の額 (月額・年額) ※ _____ 円

※月額・年額のいずれかに○をつけてください

(4) 就任期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

以 上

申請(届出)にあたり、以下の項目を確認のうえチェックしてください。

- 役員その他の地位を兼ねるため、勤務時間を割くことにより職務の遂行に支障が生じないと認められること。
- 職員の職務と当該営利企業との間に、特別な利害関係※又はその発生のおそれがないこと。
- 地方公務員としての信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるおそれがないこと。

※ 特別な利害関係…補助金の交付、契約、立入検査、監査、免許、認可、許可等の関係

所属長印

兼業許可申請書 (届出書)

申請年月日 年 月 日

伊丹市選挙管理委員会
委員長 様

職員番号 _____
氏 名 _____

下記のとおり兼業の許可を申請 (届出) します。

記

賃貸する不動産等の情報

(1) 種 類 建物、 土地、 駐車場、 その他 _____
所在地 _____
件数・規模 独立家屋 棟、マンション 室、土地貸付件数 件、
駐車台数 台、その他 _____
賃貸料収入 予定年額 _____ 円
管理方法 _____

(2) 種 類 建物、 土地、 駐車場、 その他 _____
所在地 _____
件数・規模 独立家屋 棟、マンション 室、土地貸付件数 件、
駐車台数 台、その他 _____
賃貸料収入 予定年額 _____ 円
管理方法 _____

以 上

申請 (届出) にあたり、以下の項目を確認のうえチェックしてください。

- 業務遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 自営により、特別な利害関係[※]の発生を含む不当な結果を生じるおそれがないこと。
- 地方公務員としての信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるおそれがないこと。

※ 特別な利害関係…補助金の交付、契約、立入検査、監査、免許、認可、許可等の関係

所属長印

兼業許可申請書 (届出書)

申請年月日 年 月 日

伊丹市選挙管理委員会
委員長 様

職員番号 _____
氏 名 _____

下記のとおり兼業の許可を申請 (届出) します。

記

太陽光販売の情報

(1) 設備所在地 _____
定 格 出 力 _____
販 売 収 入 予定年額 _____ 円
販売に係る管理方法 _____

(2) 設備所在地 _____
定 格 出 力 _____
販 売 収 入 予定年額 _____ 円
販売に係る管理方法 _____

以 上

申請 (届出) にあたり、以下の項目を確認のうえチェックしてください。

- 業務遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 自営により、特別な利害関係※の発生を含む不当な結果を生じるおそれがないこと。
- 地方公務員としての信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるおそれがないこと。

※ 特別な利害関係…補助金の交付、契約、立入検査、監査、免許、認可、許可等の関係

所属長印

兼業許可申請書 (届出書)

申請年月日 年 月 日

伊丹市選挙管理委員会
委員長 様

職員番号 _____
氏 名 _____

下記のとおり兼業の許可を申請 (届出) します。

記

自営を行う事業の情報

- (1) 事業の名称 _____
- (2) 所在地 _____
- (3) 事業の内容 (なるべく具体的に記入してください)

- (4) 事業の業務遂行の方法 _____
- (5) 事業を行う期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- (6) 収入見込額 予定年額 _____ 円

以 上

申請 (届出) にあたり、以下の項目を確認のうえチェックしてください。

- 業務遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 自営により、特別な利害関係※の発生を含む不当な結果を生じるおそれがないこと。
- 地方公務員としての信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるおそれがないこと。

※ 特別な利害関係…補助金の交付、契約、立入検査、監査、免許、認可、許可等の関係

所属長印

兼業許可申請書 (届出書)

申請年月日 年 月 日

伊丹市選挙管理委員会
委員長 様

職員番号 _____
氏 名 _____

下記のとおり兼業の許可を申請 (届出) します。

記

(1) 雇用される企業等の情報

名 称 _____
事 業 内 容 _____
本社所在地 _____

(2) 従事する業務の情報

業 務 内 容 _____
勤 務 場 所 _____
勤務する期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
勤務時間詳細 _____

その他の雇用条件 _____

収入見込額 (月額、 年額、 期間合計) _____ 円

以 上

申請 (届出) にあたり、以下の項目を確認のうえチェックしてください。

- 業務遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 自営により、特別な利害関係※の発生を含む不当な結果を生じるおそれがないこと。
- 地方公務員としての信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるおそれがないこと。

※ 特別な利害関係…補助金の交付、契約、立入検査、監査、免許、認可、許可等の関係